

消費者裁判手続特例法等に関する検討会
第1回 議事録

消費者庁消費者制度課

第1回 消費者裁判手続特例法等に関する検討会

1. 日 時：令和3年3月24日（水） 9:30～12:00

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 事

検討会の進め方等

意見交換

4. 出席者

(委員)

山本委員（座長）、沖野委員、飯田委員、大高委員、大屋委員、垣内委員、木村委員、河野委員

(事務局)

井上大臣、伊藤長官、高田次長、坂田審議官、黒木消費者制度課長、伊吹専門官

(オブザーバー)

独立行政法人国民生活センター、法務省、最高裁判所、特定非営利活動法人消費者機構日本、特定非営利活動法人消費者支援機構関西、特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

※ 本議事録中においては、特に断りのない限り、「特例法」とは、消費者裁判手続特例法を指している。

【1. 開会】

○黒木消費者制度課長

それでは、定刻になりましたので、第1回「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員、オブザーバーの皆様をオンラインでおつなぎしております。

最初に、皆様の接続状況の確認をさせていただきます。順番に委員の皆様のお名前をお呼びいたしますので、マイクのアイコンをオフからオンにしてお返事いただき、その後、再度オフにしていただきますようにお願ひいたします。

※全ての出席委員について接続状況を確認。

まず、ウェブ会議の操作方法について御説明いたします。ハウリング防止のため、皆様におかれましては、御発言時以外は常にマイクをオフにしていただけますようにお願いいたします。御発言の際には、挙手をクリックしてお知らせいただきますようにお願いします。また、御発言が終わられましたら手を下げるをクリックしてください。オブザーバー、傍聴の皆様は、マイクだけではなくカメラについても常時オフに設定をお願いいたします。

本検討会の座長でございますが、消費者庁長官の指名により、一橋大学大学院法学研究科の山本和彦教授にお願いしております。それでは、山本座長、よろしくお願ひいたします。

○山本座長

皆さん、おはようございます。本検討会の座長に指名されました山本でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

まず冒頭に、井上内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）から御挨拶をいただきたいと思います。井上大臣、どうかよろしくお願ひいたします。

○井上大臣

消費者及び食品安全担当大臣の井上信治でございます。

まず、本検討会の委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、御就任をお引き受けいただき、御礼を申し上げます。

消費者被害の防止や執行の強化に関しましては、今月5日に国会に提出した法律案により、悪質商法に対する抜本的な対策強化などを図ることとしておりますが、個々の消費者の財産的被害を適切に回復するという観点では、消費者裁判手続特例法に基づく訴訟制度や、その担い手である特定適格消費者団体の果たす役割は極めて大きいと考えております。

また、本制度は、消費者の利益の擁護を図るだけではなく、消費の活性化、健全な事業者の発展、公正な競争をもたらすという観点からも重要です。消費者被害の回復に向けた高い期待を寄せられ、平成28年10月に消費者裁判手続特例法が施行されて以来、特定適格消費者団体の御活動により、実績が重ねられてきました。

一方で、実際の訴訟件数は限られたものとなるなど、制度を運用する中での課題などが明らかになってきたものと理解しています。

消費者庁としては、この検討会における御議論を通じて、制度の社会的意義を改めて明らかにしていただき、消費者から見て利用しやすく、発足した際に寄せられた期待に応える制度として運用してまいりたいと考えております。

論点は多岐にわたり、難しい論点もあり、必ずしも一度に結論が出せるわけではないかとも思います。しかし、本日お集まりの皆様の御経験や学識を結集し、充実した議論が行われ、可能であれば今夏にも一定の結論が得られるようお願いをし、私からの御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○山本座長

井上大臣、ありがとうございました。なお、井上大臣は、御公務によりましてこれにて御退席をされます。

【2. 検討会の進め方等】

○山本座長

次に、資料の確認を事務局からお願いします。

○黒木消費者制度課長

本日の資料でございますが、議事次第に記載のとおり、資料1－1が本検討会の開催要領、資料1－2が委員等名簿、資料1－3が運営要領の案というところでございます。それから、資料1－4が本検討会の検討スケジュールの案でございます。記載のとおり、先ほど、大臣からも言及がありましたけれども、本日は本検討会の第1回でございますが、4月以降、具体的な課題について御検討いただき、できましたら夏には可能な範囲で一定の結論、あるいは方向性

等をお示しいただければということを、予定ではございますが、お示しをしております。

資料2が消費者裁判手続特例法施行後の状況等についてということで、事務局の資料でございます。

資料3は大屋委員の御提出資料、資料4は河野委員の御提出資料でございます。

参考資料1、参考資料2、それぞれお付けしております。御参照いただければと思います。以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それではまず、議事次第の「検討会の進め方等」というところですが、資料1-3を御覧ください。当検討会の運営要領案ですが、これについてお諮りをしたいと思います。

この要領案について、何か御質問あるいは御意見があればお出しいただければと思います。いかがでしょうか。もし御異議があれば、挙手機能でお知らせいただければと思いますが、特段御異議はないということでよろしいでしょうか。

それでは、特に御異議はないようですので、この案のとおり運営要領については決定をさせていただきます。

それから、今御説明がありました資料1-4のスケジュール案ですが、おおむね当面このような形で進めていくということにしたいと考えています。まだ非常に大まかなものですが、今後の議論次第という側面はございますけれども、これについて何か御質問あるいは御意見があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。特段ございませんか。

大高委員、お願いいいたします。

○大高委員

ありがとうございました。

今、御提案いただきました検討スケジュールでございますけれども、より細かな具体的な検討項目というのは、大体どのぐらいのタイミングで事務局からは御提案をいただけるという心積もりをしておけばよろしいでしょうか。

○山本座長

それでは、事務局からお願いいいたします。

○黒木消費者制度課長

本日は第1回でございますので、皆様方の御关心事項、あるいは問題意識等を自由に述べていただきまして、それを参考にして次回以降にお示しをしていければと考えております。

○山本座長

大高委員、よろしいでしょうか。

○大高委員

ありがとうございます。

○山本座長

他に何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、当面このような形で進めさせていただければと思います。

それから、先ほどお決めいただいた運営要領第2項に、座長は座長代理を指名することができるとなっております。私としましては、沖野委員に座長代理をお願いしたいと思っております。

沖野委員、よろしいでしょうか。

○沖野座長代理

承りました。どうかよろしくお願ひいたします。

○山本座長

ありがとうございます。なるべく御迷惑をかけないように、体調等にも配慮していきたいと思いまますのでよろしくお願ひいたします。

【3. 委員紹介】

○山本座長

それでは、今回は初回ということでもありますので、各委員から自己紹介を兼ねて、消費者裁判手続特例法等について各委員が思っていらっしゃること、あるいは今後議論すべきと考えておられる事項等につきまして、ちょっとお時間の関係で短くて恐縮なのですが、お一人2分程度で簡単にお話をいただければと思います。

それではまず、飯田委員からお願ひできますか。

○飯田委員

承知いたしました。東京大学社会科学研究所の飯田高と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私の専門分野は、法社会学、法と経済学という分野でして、要するに社会科学のいろいろな分野の考え方を応用して、法がどのように機能しているのかということを研究する分野を専門としております。

私自身が消費者裁判手続特例法のどういったところに关心を持っているかと言いますと、法社会学の観点からいえば、この制度が実際にどのように利用されていてどんな効果を社会にもたらしているのかという点に关心がございます。資料1－1に、この検討会の検討事項が3点挙げられていますけれども、そのうちの「（3）消費者団体訴訟制度（被害回復）の効果・認知度の検証」に近いのだと思います。今までに民事訴訟、あるいは労働審判の利用者を対象にした社会調査を実施してきましたので、そういう他の制度との比較にも関心を持っております。

それから、行動経済学の観点から法制度をどのように評価できるかということにも関心を持っておりまして、制度の使い勝手をよくするためににはどのようなデザインが望ましいのかといったことも考えていくべきだと思っています。

私が皆様に提供できることは恐らく僅かで、私のほうが勉強させていただくことがずっと多いと思いますけれども、何らかの貢献ができるようにいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○山本座長

よろしくお願ひいたします。それでは続きまして、大高委員、お願ひいたします。

○大高委員

大高友一でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

私は弁護士をしておりまして、所属は第一東京弁護士会でございます。所属している事務所自体は、主に企業法務をやっておりますが、私は個人的には消費者問題に取り組んでおりまして、取り分け今回の特例法といった消費者団体訴訟制度をいろいろと勉強してまいりました。その関係もありまして、この特例法の導入の時にも、本検討会の山本座長や沖野委員と御一緒に消費者委員会の専門調査会委員も務めておりましたし、また、昨年12月までは、今日はオブザーバーで参加いただいております特定非営利活動法人消費者支援機構関西の被害回復検討委員も務めておりましたので、ある程度特例法の運用の実務についても実情を存じ上げているかと思います。

また、今回は日弁連を代表する立場ではありませんけれども、日弁連の消費

者問題対策委員会の幹事も務めておりますので、日弁連の考え方などもある程度御紹介はできるかと思っております。

今回の検討会は、本来であればこの制度によって被害回復を図るべき案件が適切にすくい上げられるよう制度の改善を図るのが最大の任務と理解しております。私も微力ながら検討会の議論に貢献できるように努力したいと思っております。

山本座長、参考資料2の日弁連の意見書については、ここで簡単に御紹介しておいたほうがよろしいのでしょうか。

○山本座長

ええ、簡略にお願いできればと思います。

○大高委員

簡略にこういう意見書があるというところだけ御紹介をさせていただきます。昨年、日弁連が特例法に関して出しました意見書を参考資料2としてお配りいただいております。弁護士会としての問題意識をまとめたものでございます。今日はもう時間がございませんので詳細は御紹介いたしませんけれども、もしよければお目通しをいただければと思います。

微力ながら議論に貢献してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○山本座長

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。それでは続きまして、大屋委員、お願ひいたします。

○大屋委員

慶應義塾大学法学部の大屋でございます。私の専門は法哲学ということになっておりまして、情報技術の発展が法や政治のシステムにどういう影響を与えるかということを、主に自由の観点から研究してまいりました。その意味で公法的事項と申しますか、憲法なんかの話が研究の中心だったのですけれども、今回お呼びいただきましたのはたまたまといいますか、「消費者法の作り方」という連載の中で消費者厚生のはかり方の問題について論文を書いたことがございますので、そういうこともありまして、先ほどの飯田委員の関心とも重なりますが、声を掛けていただいたのかなと思っております。

率直に申し上げて、消費者問題に固有の関心で研究を進めてきたわけではありませんので、むしろ勉強させていただく側であると考えておりますが、何が

しかのことができればと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山本座長

よろしくお願ひいたします。それでは続きまして、沖野委員、お願ひいたします。

○沖野座長代理

東京大学の沖野でございます。民法、消費者法を研究しております。特例法に関しましては、大高委員から御紹介がありましたように、この法律の素地となりました2009年の消費者庁の集団的消費者被害救済制度研究会ですとか、またその後の内閣府消費者委員会に設けられました集団的消費者被害救済制度専門調査会の委員などを務めさせていただいておりました。

この特例法でございますけれども、まさに民事訴訟の特例であるということで、非常に新しい制度として導入されました。そのため、制度設計におきましてかなり慎重な姿勢が取られ、言わば謙抑的な制度としてスタートしたと理解しております。

これまでの実績を見ますと、冒頭の大臣のお話にもありましたように、訴訟件数は僅かでありますし、特定適格消費者団体も数が限定されているように思われます。もっとも、訴訟が最後に控えることで事業者による任意の解決が図られているという面もあり得ることですので、これをどう評価するのかについては、消費者被害の回復が図られているのかという観点から判断する必要があると考えております。

さはさりながら、しかし、やはり被害回復が本当に十全にできているのかということ、そうではないという印象を持っておりまして、制度設計がリジットに過ぎたのではないか、また、対象局面が限定的に過ぎたのではないかという印象、考えを持っております。対象局面につきましては、そもそも立法の際に最後まで検討課題として残ったものがこの問題で、有価証券報告書の虚偽記載のような金融商品の事案ですか、個人情報の漏えいの事案などについては制度の対象とすべきではないかという議論が最後の最後まで残っていたと思われます。こういう対象場面ですか、あるいは慰謝料の問題など、個々の事項はこれから詰めていくということだと思いますけれども、そういう点に关心を持っているところでございます。

また、集団的な被害の回復は事後の救済ということになりますけれども、消費者団体が非常に主体的な役割を果たして消費者保護を図っていく中では、事前の差止めがございます。事前の差止めと事後の被害回復は言わば両輪を成しているわけで、また、通常でいえば差止めは行動 자체をおよそ止めてしまいま

すので、事後の救済では回復不能であるような場合に認められることが多いと承知しております。

そして、現行法では、差止めが認められる場合よりも被害回復の対象場面のほうが限られているという面もございまして、もちろん特色ある制度ですから、それに馴染むかという問題がありますものの、ただ、この両者の対応関係という点でも検証の必要があるのではないかと考えているところでございます。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。それでは続きまして、垣内委員、お願いいいたします。

○垣内委員

東京大学の垣内でございます。私は民事訴訟法を専攻しております。この特例法との関係ということで申しますと、私自身は特にこの特例法の制定過程等に関与したという経験はございません。より広く消費者紛争との関わりという点で申しますと、主要なところでは、国民生活センターの和解の仲裁手続にこの6年ほど関与させていただいた経験がございます。そういうったところから、消費者紛争に関して主としてADRという観点から一定の関心を持ってきたということになるかと思います。

今回の検討に当たっての問題意識と申しますか、私が理解している問題状況という点について一言申し上げますと、先ほど、沖野委員からの御発言にもありましたけれども、この特例法の仕組みというのは新たな制度として導入されたということで、導入時におきましてはそうしたこれまでにないものが導入されることによって、何かマイナスのインパクトが生ずるのではないかとか、弊害ですとか濫用といったことについての懸念というのも一方ではあったということかと思います。こうした観点から、ある程度謙抑的なものとしてスタートしたというお話があったとおりですけれども、現在まだ施行されて間もない時期ではありますけれども、私が理解しているところでは、現在こうしたマイナス面が顕在化して問題になっているという状況にはなっていないのではないかと理解しております。そうしますと、今回、検討の方向性と申しますか、問題意識としては、基本的には導入された制度が本来期待される機能を十分果たし得るものとなっているのかどうかという観点からの検討というものが中心になるのかなと思います。

また、これがもしさらに機能を発揮していくべきであるとすれば、対象の分野等について更に拡大していくことが相当かどうかという辺りが基本的な問題

になるのかなと理解をしております。

その点に関しまして、私の理解している現在の状況という点について若干申し上げますと、後で資料の御説明等が事務局からあるかと思われますけれども、まず、救済あるいは解決されるべき事案が相当数存在するということで、それが現在の仕組みの下で十分にすくい上げられているかといえば、必ずしもそうではないだろうと認識しております。資料等に出ている数字ばかりではなく、その背後にある暗数と申しますか、表に出てきていない消費者トラブルというものも多数存在するだろうと考えられると思っております。

そうした点からしますと、例えば、特例法の仕組みに関して申しますと、手続面に関して改善すべきところは改善するということが当然あるかと思われまして、具体的な論点についてはその都度また議論させていただければと思いますけれども、例えば、関連する消費者に対する周知の在り方、その実効性の向上といった点は非常に重要な課題ではないかと考えております。

また、これは中長期的な課題になるのかもしれませんけれども、制度の担い手としての消費者団体に関しましても、これは経済的な面、あるいは人材育成の面でもいろいろなサポートや支援が必要なのかなと考えているところです。

ちょっと長くなつたかもしれませんけれども、以上です。よろしくお願ひいたします。

○山本座長

ありがとうございました。それでは木村委員、お願ひいたします。

○木村委員

弁護士の木村でございます。経団連の消費者裁判手続特例法改正検討ワーキンググループを代表して出席しております。普段はIT企業におきましてインハウスローヤーとして、主に政策渉外関連の業務を行つておるのですけれども、かつては金融機関の法務部に在籍しておりまして、顧客からの訴訟への対応をしていたこともございますし、また、債権法改正につきましては比較的深く関わってきたという経歴もございます。

今回、経団連を本検討会に呼んでいただいたことについては意義があると思っております。持続的な企業の経営発展のため、消費者との信頼関係がとても重要ですので、必要に応じて消費者救済ための方策を検討するということにも意義があると思っております。その上でなのですが、この検討会は、消費者裁判手続特例法が成立した際の附則に設けられた検討規定を受けて設置されたものであり、そもそも改正の必要性があるのかどうか、立法事実の存否ということ、ここから議論されていくものと理解をしております。

消費者庁の資料を拝見いたしますと、現在のところ、この法律に基づく訴訟件数は4件ですが、これを少ないと見るのか、それとも、この法律に基づく訴訟というものが通常の民事訴訟の重大な例外として規定されているということを考えて妥当な件数と見るのか、そういうことも含めて議論していきたいと思っております。

また、同じ資料を拝見して思ったのですが、訴えを提起することができる金銭の支払義務に関する請求及び損害の範囲を広げるかどうかという論点は、こちらの制度の創設当時にかなり慎重な検討が行われた経緯があると伺っております。したがいまして、今回も同じく慎重な検討をしていく必要があると考えております次第です。

いずれにいたしましても、井上大臣が冒頭に御発言なさったとおり、難しい論点が多く、一回に結論を出すということを急ぐことなく、深まっていない論点については継続的な審議を行っていくということをいとわない会議の進行をしていただければと思っている所存でございます。

○山本座長

ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○木村委員

よろしくお願ひします。

○山本座長

それでは、最後になりましたが、河野委員、お願ひいたします。

○河野委員

河野でございます。私は、日本消費者協会理事並びに消費者スマイル基金事務局長を務めさせていただいております。消費者裁判手続特例法の成立を心から願い、また、期待を持って施行後の状況を見守ってまいりました消費者として、今回の検討会に参加させていただいております。後ほど、説明の機会を頂戴しておりますが、私の所属しております消費者スマイル基金は、適格・特定適格消費者団体の活動を支援するNPO法人でございます。特に、特定適格消費者団体の活動で得られる効果というのは、全国の消費者へ波及、反映するものですけれども、ほぼ全ての団体において財政基盤が脆弱であり、公的な支援が乏しいことから、当基金を立ち上げた次第でございます。

安全で安心して暮らせる社会の実現というのが全ての消費者の願いでございますが、高齢化が進み、情報通信技術の進展に伴う社会環境の変化が著しい中

で、依然として消費者トラブルで苦しむ高齢者や若者、それから、多くの消費者がおります。その被害額は、消費者庁の公表ですと、年間5兆円に迫る勢いでございます。被害に遭った消費者の大部分は泣き寝入りとなっている状況において、少額多数の被害回復に道を開くこの特例法に対して期待される効果というのは、一次的には被害回復であると思っておりますが、もう一つ大事な効果として、被害回復に取り組むことによる社会全体への警鐘と抑止力の発揮だと考えております。それは消費者だけではなく、事業者にとっても大変意義のあることで、ぜひこの法律の効果がより適切かつ効果的に発現するように、今回の検討に消費者として積極的に参画したいと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○山本座長

よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。私からも一言だけ。座長を拝命しました一橋大学の山本でございます。先ほど御紹介いただきましたように、私もこの制度創設時の検討に関わった者でございますけれども、その後、ちょっと勉強を怠っておりますので、今回、このような会合に参加させていただいて、研究者として勉強したいと思っております。

他方、座長としましては、非常に難しい課題が恐らく対象になるということで、できる限りその取りまとめに向けて力を尽くしたいと考えておりますので、どうか御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それから、本検討会のオブザーバーとしましては、最高裁判所、法務省、独立行政法人国民生活センター、特定非営利活動法人消費者機構日本、特定非営利活動法人消費者支援機構関西及び特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会からも御出席をいただいておりますので、御紹介をしておきたいと思います。

【4. 消費者裁判手続特例法施行後の状況等について】

○山本座長

それでは、本日の中身の議論に入っていきたいと思います。

本日は、まず、事務局から制度の状況等について御説明をいただき、その後、大屋委員、河野委員からそれぞれプレゼンテーションをいただいて、それぞれについて質疑応答、意見交換を実施し、最後にもし時間が残れば、全体を通じた意見交換ができればと考えております。

それでは最初に、事務局から御説明をお願いいたします。

○伊吹専門官

事務局から資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。

制度の概要を御説明させていただいた後に、施行後の状況等について概要を御説明させていただきます。

まず、2ページからでございますが、消費者団体訴訟制度の概要でございます。3ページを御覧ください。概要といたしましては、内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者の利益の擁護のために、訴訟等をすることができる制度ということでございます。事前の差止めと事後の被害回復という形で整理をしております。左下のほうが差止請求でございます。こちらは、主体としては適格消費者団体が、不当な勧誘や契約条項について差止めを求めることができる制度でございます。こちらは平成19年6月から運用を開始しておりまして、一番下の○でございますが、この間、約800事業者に対する差止請求、うち約70事業者について訴訟になっているところでございます。右側が被害回復のほうでございます。こちらは先ほどから御指摘いただいておりますとおり、担い手である特定適格消費者団体が、事業者の不当な行為により生じた財産的被害を集団的に回復するための制度ということでございます。こちらは平成28年から運用を開始いたしまして、この間、5事業者に対する訴えが提起されている状況でございます。

続きまして、4ページに参ります。こちらは、消費者団体訴訟制度の主体としての紹介でございまして、まず、青枠のところですが、適格消費者団体、こちらが差止めの主体になっております。ここに記載しておるような認定要件をクリアした団体が内閣総理大臣の認定を受けるという制度になってございます。その中で、さらにオレンジ色の枠囲みですが、被害回復を担える特定適格消費者団体は、さらにここに記載されているような認定要件をクリアして特定認定を受けるという立て付けになってございます。

続きまして、5ページにまいります。こちらが、現在の全国の適格消費者団体・特定適格消費者団体の認定状況でございます。枠囲みの適格消費者団体が全部で21団体、その内、オレンジ色のところの3団体が特定認定を受けているという状況でございます。

続きまして、6ページにまいります。先ほど、委員の皆様からも御指摘がありましたが、適格消費者団体等に対する支援の現状というところでございます。詳細は割愛させていただきますが、現状の整理といたしまして、左上のIのところが自立の促進ということで、周知広報などで会員・寄附の増大を図るといった取組などをしております。右側のIIのところで、適格消費者団体等に本業に注力いただけるような事務負担の軽減などということでございます。左下のIIIが、実際に活動に役立つような情報面、機能面等の支援ということでござい

ます。その右側のIVが、財政面の支援という状況でございます。

続きまして、7ページからが、消費者裁判手続特例法のプロパーの話になってまいります。こちらがまず、制度の概要の御紹介でございます。背景としては、先ほどから御指摘いただいているように、消費者被害では同種被害が多発するという中で、なかなか個々人による被害回復が困難で泣き寝入りしがちであるというところを踏まえまして、新しい訴訟制度が創設されたという経緯でございます。中段のところに概要を記載しておりますが、二段階型の訴訟制度になっているというところが特徴でございます。一段階目のところで事業者の共通義務を確認した上で、二段階目で個別の消費者に参加いただきまして、誰に幾ら支払うのかということを確定する手続を踏んでおります。その右側にイメージを記載してございます。下段の真ん中辺りでございますが、対象となる事案ということで、消費者契約に関する金銭支払義務のうち、この①から④に記載されているものが対象とされております。逆に、その下の注で記載しているようなものが対象外として規定がされているという状況でございます。

続きまして、8ページでございます。こちらが、消費者裁判手続特例法の附則の抜粋でございまして、その第5条第1項において、下線を引いておりますように、「この法律の施行の状況等を勘案し、その被害回復関係業務の適正な遂行を確保するための措置並びに共通義務確認の訴えを提起することができる金銭の支払い義務に係る請求及び損害の範囲を含め、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」ということが規定しております。

それも踏まえまして、次の9ページから施行後の状況をお示ししてございます。まずは、消費者の財産的被害の発生状況等についてです。10ページを御覧ください。こちらは、消費生活相談件数の推移でございまして、平成28年以降も年間約90万件前後で推移しているという状況でございます。

続きまして、11ページが金額でございまして、請求された又は契約した金額である「平均契約購入金額」が98.5万円、実際に支払った金額である「平均既支払額」が38.2万円というのが最近の状況ということでございます。

続きまして、12ページにまいります。こちらが、内容別の分類ということでございます。消費者裁判手続特例法に関わってまいります「取引」、ここでは「販売方法」や「契約・解約」といった問題でございますが、この割合が約8割を占めているという現状でございます。

続きまして、13ページにまいります。今度は、相談・申出の状況ということでございまして、消費者被害・トラブルの経験があると認識された方のうち、相談・申出をしたという人の割合が44.8%、誰にも相談・申出をしていないという人の割合が45.4%となっております。また、相談・申出をされたという方

の、相談・申出の相手でございますが、消費生活センター等が8.6%、弁護士等の専門家が2.1%、消費者団体が1.4%という数値となっております。以上が、最近の主な被害の状況ということでございました。

続きまして、14ページ以下で、消費者裁判手続特例法の施行状況等というところの御説明をさせていただきます。

まず、15ページが全体像をお示ししております、まず、共通義務確認の訴えが5事業者に対して、訴訟件数としては4件提起されております。うち2事業者については判決が確定し、そのうち1事業者について簡易確定手続（第2段階）が開始されているという現状でございます。また、特定適格消費者団体から返金の申入れを受けた事業者により任意の対応が行われ、訴えの提起に至ることなく被害が回復されるといった動きも見られるところでございます。

16ページ以下が、個別の事案の概要の御紹介でございます。まず、16ページに事案①を記載しております。こちらの事案の概要といたしましては、特定適格消費者団体が、被告学校法人が設置する大学の医学部医学科の一部の入学試験において、得点調整が行われたということで、一定の出願者を対象消費者として訴訟提起したという事案でございます。こちらの経過といたしましては、共通義務確認訴訟で、請求を一部認容する判決が確定しております、簡易確定手続が開始されております。特定適格消費者団体による通知・公告、消費者へのお知らせ等を経まして、対象消費者563名分、債権の個数でいうと891個の債権届出がされたということでございます。

注で補足をしておりますが、まず、注1のところで、特定適格消費者団体による通知に先立ちまして、この制度に基づいて被告事業者から団体に対して消費者に関する情報の開示がされているのですけれども、その情報が対象消費者の一部にとどまっていたということでございます。団体によりますと、被告事業者が保管していた住所情報が一次試験合格者のみであったということでございました。また、注2のところですが、先ほど、届出の人数や債権個数を御説明しましたが、特定適格消費者団体の推計では、対象消費者は延べ約5,200名ということでございました。お一人で複数回受験されている方などもいらっしゃいますが、債権の個数と比較すると、開示された情報はこの約5,200名のうちの一部であったというところでございます。現状は、簡易確定手続が進行中という状況でございます。

続きまして、17ページの事案②でございます。こちらの概要といたしましては、特定適格消費者団体が、被告が給与ファクタリングと称して、実質的には利息制限法所定の制限利率を大幅に超過し、出資法の規制を超える利息を收受して貸金業を営んでいるということを主張しまして、金銭の支払をした一定の消費者を対象消費者として訴訟提起した事案でございます。

経過を記載しておりますが、共通義務確認の訴えに先立ちまして、民事保全手続が取られているということでして、国民生活センターによる立担保援助が実施された初めての事案でございます。こちらは、共通義務確認訴訟において、全部認容判決が確定しておりますが、訴訟において被告は欠席して、答弁書等の提出もなかったということでございます。

最後の18ページは、その他の事案でございます。1つ目の○のところが、これまで御紹介した以外の訴訟事案でございまして、これらの事案は、共通義務確認訴訟係属中となっております。その次の○でございますが、こちらは訴訟外で事業者により任意の対応が行われたとされる主な事案でございまして、ここで記載しているようなものが例えば挙げられるということでございます。

資料2は以上でございますけれども、参考資料1で、消費者裁判手続特例法そのものではないのですけれども、関係する周辺分野の動きということで、民事訴訟のIT化の検討が進められていますので、そのイメージをお付けしております。

事務局からの御説明は以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。それでは、ただいま御説明がありました事務局の説明につきまして質疑応答があればと思いますけれども、御質問あるいは御意見、何でも結構ですのでお出しいただければと思います。御発言のある委員は挙手機能でお知らせをいただければと思います。

大屋委員、お願ひいたします。

○大屋委員

ありがとうございます。少しだけ質問がありまして、頂いた資料の13ページの＜表6＞というところで、消費者被害・トラブルについて相談・申出をした相手のデータが載っているかと思います。これについてなのですが、それぞれのパーセンテージは延べでいいですか。例えば、身近な人に相談した後に警察に行きましたという場合には両方でカウントされているという理解でよろしいでしょうか。

○山本座長

事務局からお願ひいたします。

○伊吹専門官

御質問ありがとうございます。こちらは複数回答可能となっておりますので、

その前提でお読みいただければと存じます。

○大屋委員

ありがとうございます。と言うのは、相談があった場合というかトラブルがあった場合に、トラブルかどうかをまず認識するところにハードルがあり、その次に、身近な人に相談したりするのが普通だと思うのです。あるいは相手方とコンタクトを取ってみると。そこで問題が片付かなかった時にエスカレーションが起きて、警察なり専門家なり消費者団体なりに行くという経路が通常であろうと想定されます。このファーストステップでいきなり消費者団体に来ていただかなくてもそれはそれでいいと思うのですが、終局的にそういう専門家のところにたどり着いているかどうかという観点で分析をしていくことが今後重要なのかなと思いました。

逆に言うと、ファーストステップのところできちんとしかるべきところに誘導をきかせるような施策、例えばですけれども、多くの人から相談される相手になるような人に、消費者問題というのは消費者団体のところに行けばいいのだという情報を投げておくと、それがエージェントとして機能して、しかるべき解決に進むということが想定できますので、そういうことも検討の中に入れるべきかと思います。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。他に御質問等があれば。大高委員、お願ひいたします。

○大高委員

発言の機会をありがとうございます。質問というか意見に近くなると思いますけれども、申し上げます。

まず、後半の消費者裁判手続特例法の施行状況の御報告をいただきまして、率直な感想としては、やはりなかなか特定認定を受けている団体数、また、案件数のいずれの点から見ても、多く取り組まれているというか、制度が活発に使われているという評価は難しいかなというのが個人的な意見です。

先ほどの問題意識の共有のところで沖野委員や垣内委員からもありましたように、立法時にはいろいろとこの制度は濫用の可能性があるということで、かなり手堅い制度設計をしたわけですけれども、結果的に現状を見る限りは、個人的には手堅く作り過ぎたのではないかと感じているところです。

ただ、その一方で、今御紹介いただいた案件の具体的な内容を見てみると、やはり特例法があったからこそ被害回復につながったと評価ができる案件があ

ることもまた事実でありまして、否定的に現状を評価する必要もないのだろうと思つております。

一方で、先ほど木村委員からもありましたように、現状の案件数というのが、適切に被害回復すべき案件をすくい上げた結果としてこの数字になつてゐるのか、それとも、本来被害回復すべき案件に取り組めなくてこの数字になつてゐるのかの評価というのは、やはり今後の議論においては重要なのだろうと思つております。

その観点から、ここから先は今後の進行についての意見になりますけれども、やはり早い段階で特定適格消費者団体の方々に、実際にどういう取組をされているのか、その辺りの実情をヒアリングし、委員間でその辺りの実情の共有を図るのが望ましいのではないかと思っております。その辺りの認識が共通でないところで議論していくても、多分、空中戦になつてしまうよう思いますので、その点につきましては事務局でも前向きに御検討いただければと思っております。以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。他に御意見でも御質問でも。よろしいでしょうか。
ありがとうございました。

【5．大屋委員のプレゼンテーション（「環境デザインとその規制」）】

○山本座長

それでは続きまして、今後具体的な事項を検討する上で、そもそもこの消費者団体訴訟制度にどのような意義があるかといった点について、大所高所というか大きな観点から改めて検討しておくことが重要ではないかと考えられます。そこで、本検討会の委員として、法哲学を専門とされている大屋委員に御参加いただいておりますので、この機会に大屋委員からプレゼンテーションをいただきたいと思っております。それでは、大屋委員から御説明をお願いできればと思います。

○大屋委員

よろしくお願ひいたします。

今御紹介いただきましたが、法哲学を専攻にしておりまして、大所高所からという過分なお言葉を頂戴いたしましたが、要するに細かい制度のことはよく分からぬということでございます。ただ、特に私がこの間見てきました情報

産業等を具体的な対象としまして、現在の経済的な流れといいますか、サービス提供とビジネスの関係がどうなっているかといった点についてお話をいたしまして、それが消費者裁判みたいなものとどういう関係にあるのかということについては、是非とも皆さんにお考えいただこうと思っております。

というわけで、「環境デザインとその規制」ということでお話をさせていただければと思います。

私が長いことこのような研究をするきっかけになったのは、Lawrence Lessigというアメリカの憲法学者が打ち出しました規制手段のモード論というものでございます。これは他者への行動のコントロール一般を誰がやるかということを気にせずに、とにかく規制と位置付けた上で、その伝統的なモードとして法・規範・市場があったということを主張し、アーキテクチャーという新たなモードが生まれてきているということを主張するようなものだったわけでございます。

アーキテクチャーの権力というのは何かというと、Lessig自身の言葉によると、社会生活の「つくられた環境」ということだったのですが、これは何かと申しますと、自己決定の前提である環境自体を物理的に操作することによって、我々が自己決定する前に自己決定に影響を与えることができるという発想でした。そこに挙げてある写真は、中部国際空港とソウルの仁川国際空港という、私が前職、名古屋大学におりましたので、そこで頻繁に使った国際空港の出発線のロビーのソファーの映像なのですけれども、どこに違いがあるでしょうかと言つて示すつもりだったのですが、もう実際に出てしまっています。赤丸のところですけれども、中部国際空港のソファーは、一応、私が全部点検したのですけれども、3つ座面がつながらないように必ずこういう肘掛けが入っていると。これがどういう意味があるかというと、直接に航空会社に確認したわけではありませんが、仁川国際空港と比べるとよく分かる。つまり、寝られないわけです。仁川国際空港というのは24時間空港でして、深夜にも便が到着します。そうすると、この3つ並んだ座面でかばんを枕にしてバックパッカーの人たちが上向いて寝転がっているという光景があちらこちらで見られますし、私もその一人だったわけですけれども、中部ではそのようなことができないよう快適な寝床が確保できないような形に環境自体が設計されていると見ることができます。

このような手法のある種の典型例としてみなせるのが、左側の写真、御存じの方も多いかと思いますが、これは新宿の地下道、西口から都庁に向かう地下道です。単純なケースと書かれた真ん中の図を御覧ください。ちょっと丸く囲ってある。つまり建物の正面の柱とフェンスの間辺りにある引っ込んだ空間、こういったところは歩行者の人たちが通らないわけです。歩行者は、左側の障

害物のないところを行ったり来たりするわけで、こういうへこんだ場所にわざわざ入ってくる者はいない。そうするとどうなるかというと、ここにホームレスの皆さんのが寝床を作ってしまうということが一時期問題化したわけです。そこで、ある日突然、都庁の手で設置された芸術的オブジェと称する物体が左側のものである。斜めに切った円柱みたいなものがこういう空間を埋め尽くすことによって、ホームレスの人たちがそこに寝るという可能性自体が物理的に消去されたということになるわけです。

このケースでは、都庁によると芸術的オブジェとされているわけですけれども、それが何を意味するかということは我々にはなかなか明白であるわけですが、洗練されたケースと書いた右側の例のように、仮にこのような凸凹を最初から作らない形で建物であるとか町のたたずまいというものが設計されていたとしたら、我々はそこに何らかの意図があり、我々の行為が規制されているということに気付くだろうかという辺りが大きな問題になってくるわけでございます。

つまりアーキテクチャーの特徴というのは、そこに挙げたスライドのホームドアというのもまさにアーキテクチャーなわけですけれども、事前規制や行為の可能性自体を消去することによって、我々の自己決定の余地自体を変えてしまうというところにポイントがあります。ホームドアの場合には非常に明らかにわけですけれども、場合によってはそれを我々が気づかなくても機能することになるでしょう。対象の物理的・生物学的特性に依存して機能しますので、例えば、とげの上で寝たいという不思議な人はやはり都庁のところに行く通路で寝始めるのかもしれません、普通はそういうことはない。さらに言うと、人間だけではなくて犬や猫だってああいうとげの上では寝たくないでしょうから、一定の物理的特性さえ共有していれば幅広い主体に対して影響を及ぼすことができるというのも、例えば、規範と大きく違う特徴であるということができるでしょう。

ところで、Lessig自身は、こういう気付かない形で我々が影響を受けていたら怖いよねということを主張するために議論を始めたのですが、むしろそれを積極的に活用することができると主張したのが、やはりアメリカの憲法学者であるCass Sunsteinでして、ナッジという概念を、これは飯田委員が言及された行動経済学の重要な学者であるRichard Thalerとの共著でも提起したわけであります。ナッジというのは、軟らかく押し合うという意味の英語です。プッシュ（強制）したりレストレイント（制限）するのではなくて、環境の在り方をデザインすることによって緩やかに相手方に影響を与えてやるということがそこでは構想されているわけです。

具体的に言いますと、我々の多くにはヒューリスティクスといいますが、自

己決定をする際の偏りがあるって、必ずしも合理的に完全情報で意思決定をしているわけではありません。例えば、考えるのが面倒臭いので適当に選んでしまうとか、いつもあるものは今日もあるだろうという思い込みみたいなものがある。これを、本人のためになる選択を本人がするように逆用してやればいいではないかというのが、Sunsteinの発想です。具体例を挙げます。肥満が問題になっていて、背景としてはみんなが野菜を食べないということが指摘されている。これをどうやって改善したらいいだろうかというときに、もちろん野菜を食べるよう義務付けるとか、野菜以外のものを食べるのを禁止するといった法的なハードな規制も考えられるわけですが、当然ながら、人々の人権に対する侵害が懸念されるとか、過度な行き過ぎが問題になるといった副作用がある。そこで、人々の自己決定と選択というのと、結果としてみんなが野菜を食べるというのを両立するにはどうしたらいいだろうか。

例えば、ファストフードのセットメニューを考えたときに、しばしばポテトがデフォルトになっていて、つまり何も言わないと「ポテトでよろしいですか」と言われて、「良いです」と言うとそれが出てくる。あえて「サラダが良いです」と言わないとサラダにならない、野菜が食べられないという状況にあるものを入れ替えてみたらどうなるでしょうか。つまり、デフォルトをサラダにして、ポテトを食べたい人はあえて「フライドポテトを私は食べたいです」と言わないと食べられないようにすると、先ほど言った選択を回避するというバイアスの影響で、現在多くの人が何となくフライドポテトを食べてしまっているのと同じように、みんながサラダを食べ始めるだろう。しかもポイントは、ここで選択肢の個数自体は制限されていない。どちらの状況でもポテトとサラダから選べますという状態は変わっていないにもかかわらず、人々の自由に正面からの制約を加えていないにもかかわらず、結果的に一定方向への誘導が実現するだろう。こういうことが提唱されているわけです。

さらにこのナッジというものを高度に発展させていくということが、特に情報産業の中では意図されているようになっています。その背景にあるのは、つまりパーソナルデータを活用した個別化されたデフォルトの設定ということである。ネット書店にアクセスをすると、お勧めリストが出てきて、あなたのこれまでの購買履歴を参考にするとこういうものをあなたは欲しいのではないですかというふうに、大変快適な買い物環境が整えられ、我々をそれに誘導して、恐らくは我々にとって幸福な選択をするようになっているわけです。

さらに、セレンディピティ・アーキテクチャーという、そういうお勧めみたいなものからは偶然の出会いが欠けるのではないかという批判に応えるために、それを意図的に演出してやればいいではないか。つまり一定の規模の人為的なノイズを乗せてやれば良いのだみたいな解決策も提案されるようになっ

ている。

問題なのは、ネット書店のお勧め機能を例に挙げましたが、こういうポジティブな誘導が行われる場合、しかし、我々はそこに何かがされているということに気付きやすい。合っているか間違っているかという判断もすることができるわけです。しかし、例えば、大手検索エンジンは、これはむしろ良いことだったのですけれども、誤った健康情報や病気に関する情報が検索結果の上位に出てきてしまったということがトラブルになった例が過去にあったものですから、現在、表示結果に意図的な調整を加えていることが知られています。例えば、病名で検索をすると、メルクマニュアルのように信頼に値する情報元、あるいは各種の医学の学会のサイトのようなものが上位に表示されるようにコントロールしているそうです。

それは逆に言うと、そうではないサイトが下に落ちていく、排除されているということを意味するわけですが、そこに何かがあるということに人間は気付くやすいけれども、あるべきものがないということには気が付きにくい。更に言うと、何だか分からぬから検索しているのに、るべきものが無いことに気付くわけがないだろうという問題が指摘されるようになっていく。つまり、抵抗や調整が難しい干渉がそこで増えてきていると言えるわけです。

つまり、現在の情報環境はby designという、つまり主体の自主的な選択があまり機能しないことを前提に積極的な干渉を環境側から試みる方向に進化してきています。典型はPrivacy by Designという、これはプライバシー法の専門家であるカナダのAnn Cavoukianという人が提唱した話なのですけれども、これまで我々が考えてきたような、個々人の自覚に待つプライバシーの確保策というのは大体失敗するのだということが指摘されるようになってきたわけです。

具体的には、皆さんの電子情報を守るためにパスワードをかけましょうと。パスワードは8文字以上で、2種類あって、それぞれの機能に分けて使い分けましょうみたいな規制をかけるとどうなるかというと、写真は架空の例ですが、モニターにパスワードとIDを付箋に書いて貼り出す者があてきて、プライバシーとしては機能しなくなっています。対象に理解されない規制は必ずこのように潜脱されていく。なので、プライバシー対策というのはシステムの側からプロアクティブに取ってやらなくてはいけないのだと。事前に設計段階で考慮することによって自己決定を補完するということが必要だと提唱されているわけです。このようにデザインで対処しましょうという発想はいいのですが、問題になるのは当然、誰がデザインするのかということでございます。

現状のところ、一つ有力な候補になっているのは、国際的な巨大IT企業、BigTechの人たちがやることとして、先ほど出てきたネット書店であるとか巨大検索サービスというのはまさにこの例なわけです。私はこれを一概に否

定するつもりはなくて、例えば、ネット書店であれば快適な環境で買い物をしてもらって、自分たちも幸せだと消費者に感じてもらうことが、当のネット書店の利益にもなるわけですよね。そういう形でワイン・ワインの関係があるというふうに、一定の信頼を置くことはできるだろうと思っています。

しかしながら、当然、限界があり、例えば、リコメンデーションされるときに、あなたのこれまでの消費選好を反映していますよと言われるわけですけれども、例えば、ほぼ同種のものの間から何をリコメンドするか選択するときに、その会社の在庫量が反映されていないということを証明することは極めて難しいだろうと。あるいは顧客満足だけでその商売のシェアが決まるのであればワイン・ワインになるかもしれないのだけれども、現実には、それ以外のロックイン的な機能というのも生まれてきてているであろうと。これも、当事者としてはむしろ消費者利益を考えてやっていることだと思うかもしれないけれども、例えば、様々なウェブメールサービスで独自の分類機能のようなものが実装されるようになっている。その独自の機能によって、消費者はより利便性の高いサービスを享受できるのだというのは事実なのだけれども、別のサービスに移ることは非常に難しくなってきている。あるいは音楽のサブスクリプションサービスというのも、他に移ることを極めて難しくするような仕組みになってもいるわけです。

ほらそういうわけで企業は信頼できないでしょうという顔をして登場してくるのが国家なわけですけれども、その国家というものがどれだけ信頼できるかと言われると、いや私は信頼していますが、というのは日本には民主政があるからですけれども、そのような民主的な正統性が、ない国はないわけです。そのような人民によるコントロールを欠く国によって、あるいはそれが不十分な国において国家がコントロールをしてくる際に、その適切性というのを誰が保証できるか、これは極めて問題になってくる。

さらに問題なのは、企業にはそれでも市場競争があるわけですが、国家にはそれがないのです。国家というのは定義上、唯一性・特権性を持った離脱不能なサービス提供者ですから、それが人民の情報を全て把握し結合して、総合的な観点から干渉を加えたときに我々には何ができるか。そこに誕生するのは、デジタル・レーニン主義という国家による独裁なのではないかと。これは Sebastian Heilmann という人が使っている用語ですけれども、そういうことも懸念されるようになってきているわけです。

というわけで、やはり信用できないのですよと。個人が頑張ってコントロールするしかないでしょうという方向をかなり強く打ち出しているのが、最近のEUの動向かなというふうに私としては考えております。2018年に施行されたGDPRは、個人データに対するデータ主体の権利を確立することによって、個人

が様々な企業に立ち向かう、あるいは国家に立ち向かうことを可能にする制度を提唱しているとされるわけですけれども、問題は、実効性が本当にあるのかという点に尽きる。そもそも個人が自己に関する情報のコントロールについて十分に選択できないという前提から様々なITビジネスであるとか国家による干渉が誕生しているときに、国家に法的な権利だけを与えて、つまり自分が損害を受けているということに気づかなければ、あるいはどうやればその法的な権利を行使できるか知らない個人というのは、自らの身を守る術がないのではないかですかというふうにも懸念されるわけです。

先ほどのby designと比べると、このような発想はHuman-in-the-loop、つまりプロセスに対する人間の関与を保障することによって、一定の安全性を確保しようという発想のように思いますけれども、問題としてあるのは、そもそも人間が信用できますかということに尽きるわけです。人間には、むしろシステムよりも中立性や不偏性において問題があるという指摘もあり得るでしょうし、繰り返しになりますが、作業量や情報保護の問題で人間というのがいま一つ信頼できないところがあるからデザインで対処しましょうという発想が生まれてきたのではなかったでしたか、という疑問が再度提起されることになるわけです。

実は、この三つのモデルの共通点というのがあるだろうということを私は最近言い出しております。というのは結局、社会・制度が複雑化し高速化し情報量が増大していく中で、個人が相対的に無力化しているというのが問題状況なわけで、この問題にどちらもパターナリズムで対抗しようとしているだけではないですかということになる。パターナリズムというのは、もちろん企業や国家がやる場合には、彼らが我々の幸福を思いやって一定の配慮をしてくるという形で行使されているわけですし、実はEUのものも個々人に自律的選択を強制してくるという自律性へのパターナリズムになっているだろう。問題なのは、その自律性の本体があるかどうか分らないのだけれども、とにかくその結論を押しつけてくるというところに問題があるわけです。このパズルといいますか問題をどうやって解けるかというのが現代的課題になっているわけですけれども、一つの可能性があるだろうと私が思っているのは、団体の再生ということです。つまり一人ひとりの個人がばらばらに問題に立ち向かうという前提に立っているから相対的無能力というのが問題になってくるわけですけれども、団体というのは一人ひとりの個人に比べれば相対的に高い能力と資源を持っているはずですので、彼らをある種のデバイスとかエージェントとして使いながら個人の権利とか自由とか利益というものを保護していくという仕組みを考える必要があるのです。

歴史を振り返れば、その典型例として想定されたのが労働組合というもので

すし、ここに消費者団体というのも当然に出てくるのですよね。消費者団体といいうものの動きが活性化することによって、先ほど述べたようなジレンマの中にある情報サービスといいうものの健全性を確保するという方法が展望されるはずですというのが、非常に大きな話になるわけです。

ただ、問題になるのは、我々は何でその団体を信頼することができるのか。団体が信頼されて機能する基礎は何ですかということになるでしょう。消費者団体といいうものにそういう可能性を見出したいわけですが、やはり消費者団体自体が認知され信頼される背景というのがないと駄目だろうというふうにも考えられる。個人の判断能力、注意能力を外部化している、代行しているということについて、人々からの信頼を集めるための独立性や透明性というのも課題になってくるかもしれませんし、その集めた能力とか資源を使って実際に問題の解決をしているという実績を示すことによって信頼を得ることができる。信頼を得ると情報を集めることができて、情報を集めると事例が解決できて、事例を集めると信頼が確保できてという循環がどうやったら始まるかというのが一つの問題になってくるのだろうと思っています。

私自身は、かつ、このように消費者団体制度を活性化することは事業側にとってもメリットがあると考えています。というのは、実はよく分からぬ状況で相手が信頼できるかどうか分からずに行動しているというのが、多くの消費者の現状でもある。その中で、見張りがいるにもかかわらず怒られないなど。消費者団体が活性化して積極的に問題のあるサービスを摘発しているけれども、この事業は怒られていないですよというので人々に健全な信頼の基礎を与えるだろうと考えられるわけです。

特に、最近の情報サービスといいうのはアルゴリズムとか学習モデルといいう、公開できないもしくは公開しても誰も中身が理解できないようなものに立脚するようになっています。この場合、どういう形で動作しているから大丈夫だというふうに人々が判断することは期待できないので、それが分かるだろう専門家が見ていて文句を言わないから大丈夫なのだろうという形での間接的な信頼を確保していくことが残されたルートとしては期待される。実は、消費者団体が活性化して見張っていることというのは、そのような機能を維持することになるよねというふうにも考えているわけです。

ここで終わっておくときれいな話だったのですが、法哲学者の常として余計なことを言いたがるものなので、そういう話をしたいと思います。「今後の課題？」ということです。この今後といいうのは、この研究会のスコープを外れてかなり長い規模の話をしていると思ってください。長い規模でいうと、そもそも「消費者問題」というのが消失するかもしれませんよねというふうには考えています。

何を言っているかというと、今回、例で取り上げられましたが、「消費者問題」というのは、大量生産された定型的商品の取引であるとか、同一のサービス提供が行われていて、それによって均質な条件の「消費者」集団というのが生み出されることによって誕生するものです。ところが、ITビジネスの発展は、サービス提供とか取引の条件を個別化する方向にどんどん進んできています。

「AIと社会と法」という座談会を『論究ジュリスト』で長いことやっていまして、そこで指摘されたのですが、このように相手ごとに提供されるサービスの内容とか条件が変わってくるようになると、実は「共通性」というのがなくなっていく。

例えばですけれども、同じ試験問題で同じ入試をやったから今回の団体訴訟制度のような案件も対象になったわけですけれども、相手を見て何をどういう形で能力チェックをするか変えてくるというAO入試のようなものを考えたときに、そこに「共通性」を持ち救済すべき集団としての「消費者」というのが観念できるかということは、将来的には問題になってくるだろうと思われるわけです。

さらに言うと、実はそこで我々個人の位置付けが「消費者」ですらなくなってきたているということも指摘されるべきかと思います。昔は例えば、パソコン通信というのは、個々の利用者がお金を払って一定のサービスを受ける、まさに「消費者」だったわけですが、多くのウェブメールサービスを利用するときにはお金は払っていないと思います。ではそのサービスはどうやって支えられているかというと、我々の注目を集めているという事実を、事業者に対して広告媒体として提供することによって維持されている。実は個々人は、ユーザーは、もはや「消費者」というよりは「商品」になっている。アテンション・エコノミーと呼ばれるような状態が生まれてきており、その中で個人は注目させられる、注目を強制されるような主体として、ある種の被害を受けているということになっているわけですが、この被害というのは、例えば、消費者の被害と同一なのでしょうか。それを、例えば、司法手続で救済することが可能なのでしょうかといったようなことが、大きな話としては問題になっているわけです。

ただ、こういう話は10年とか20年単位で発生する話ですので、こういうことを言っている者がいたなというふうに皆さんの中の中に置いておいていただければ結構かと思いまして、かなり時間を超過してしまいましたが、私の報告はここで終わらせていただきたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○山本座長

ありがとうございます。大変大きな観点から、また、非常に示唆的なお話を

伺えたかと思います。御質問等が多くあるのではないかと思いますので、質疑応答、意見交換で、御発言のある委員は举手機能でお知らせをいただければと思います。いかがでしょうか。

大高委員、お願ひいたします。

○大高委員

大屋先生、ありがとうございました。大変興味深いプレゼンテーションで、興味深く拝聴しておりました。

最後の消費者団体の社会的可能性の部分に関わるかと思いますけれども、先生の御指摘でまさしくその団体が信頼に値するかというところが、今後の検討の一つの肝になるのかなと思っております。先ほど、事務局から御紹介のありました資料2の13ページの相談・申出の状況からしますと、消費者団体が消費者被害トラブルの相談・申出をした相手として選択肢に挙がっておりますけれども、そのパーセンテージは極めて低いというのが現状です。今、手元の数字によれば、最新の調査では僅かに1.4%ということで、そういう意味では、今の日本では、先生がおっしゃるトラストワーディネスを得る段階には至っていないという評価になるのかなと理解しておりますが、まず、その辺りの先生の御認識を伺いたいのと、併せて、スライドの16ページで、今後信頼を確保するためには独立性・透明性とか、そういった良い循環が必要になってくるというお話をしたけれども、先生の具体的な方策としてお考えがあればお聞かせいただければと思います。以上でございます。

○山本座長

それでは、大屋委員、お答えいただけますでしょうか。

○大屋委員

ありがとうございます。

私、用語としては、トラストワーディネスとトラストを分けて説明しています。トラストワーディネスというのは、対象の客観的性質として信頼に値するかどうかということであり、トラストというのは主体の側、つまり、信じるかどうかという判断をする人の側で、実際に信じているかどうか、価値を感じているかどうかという問題です。なぜこれを分けるかというと、例えば、現在の適格消費者団体の方々にトラストワーディネスはかなりあるのだと思います。それは一定の活動実績があり、きちんとしたその検証も受けているとか、まさに適格性を認定されているというところからそう考へができると思うのです。

しかし、問題なのは、このトラストワーディネスとトラストの間に、必ず一定

の乖離がある。というのは、一つは悲しいことを言うと、イワシの頭でも人間は信じてしまうと。客観的な性質と主観的な信憑の間には一定のずれがあるというのもあるからですし、もう一つは、そもそも認知されていないと、トラストワージネスに基づくトラストの発生のしようがないのです。

そして、御指摘いただいた点に関して言うと、アウトカム、行動の結果で見ると残念ながら今のところ活発に相談が寄せられているという状況にはないよう見えるわけですが、そのような問題が発生する、障害になっているところがまず認知されていないということだと、認知しているけれどもトラストワージネスが感じられなくてトラストしていないということだと、あるいはそもそもトラストワージネスがないのか。それは全て違う状態であり、違う対策が必要になってくると思います。これは今後検証されるべき課題だと思いますけれども、私自身の直感で言うと、信じられないというよりはそもそもあまり知られていない。ここにアクセスすれば自分たちが救済されるだろうということ自体が了解されていない。そういうところに問題があるのかなと思っております。

そして、対策として何があるかということに関してなのですけれども、実は、もちろんこれは専門の先生方から十分御議論いただかなくてはいけないところだと思いますが、トラストワージネスについてはもちろん改善の余地はあるのかもしれないけれども、手は打ってあるだろうと思うわけです。そうすると問題なのは、むしろ認知だろうと。その認知を改善するに当たっては、ちょっと先ほど質問のときに言及しましたけれども、エージェントを活用するのが非常に重要であると。

実は、全く別のところで、総務省行政評価局の仕事とかもしているものですから、そこで上がった事例をちょっと紹介すると、#7119でしたか、119番にかける前に、これは救急サービスを利用するに値するか相談する電話ダイヤルというのがあります。全国で設置されているわけではなくて、一部の自治体で提供されているのですが、この事業がどのぐらいうまくいっているかしらみたいなことを検証する作業を総務省のほうでしました。そのときの調査結果の一部なのですが、今後公表予定だと思いますけれども、やはりサービスが認知されていないケースは結構ある。認知されたときのきっかけになっているものの一つは医療である。つまり病院に行ったときに病院にポスターが貼ってあるとか、あるいはお医者さんからそういうサービスがあるからねと教えてもらうというのは、医療サービスを利用する人は、つまり救急車を呼ばなくてはいけなくなるような人は医療サービスを利用している可能性が高いという経路が発見されたわけです。このような形で、多くの対象者が利用しているサービスなり場所なり、そこで情報提供者として機能することができる人間なりをエージェント

として活用することによって認知度を高めていくというのが一つの有力な方策になり得るだらうと考えております。

○山本座長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。飯田委員、お願いいいたします。

○飯田委員

大屋先生、どうもありがとうございました。消費者の選択と制度の関係、在り方について整理してくださって、非常に勉強になりました。最初のナッジの話は私自身も関心を持っていまして、問題意識は意外と近いのかなと思いました。

スライドの最後の点なのですけれども、大屋先生御自身は余計なことという感じでおっしゃっていましたが、非常に大事な点なのではないかと思っています。消費者と事業者という枠組みでは捉え切れなくなっているという点ですね。これは遅かれ早かれ考慮しなければいけなくなることなのではないかと私自身も考えております。

そこで質問なのですが、消費者がもし消失してしまうとすると、消費者団体に関する議論、スライドの15枚目、16枚目についての議論なのですけれども、これはそのまま有効性を保つか、あるいは別の団体を構想するというのがいいのか、それとも、他の方法があり得るのかについて、大屋先生のお考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいいたします。

○山本座長

では、大屋委員、よろしくお願いいいたします。

○大屋委員

ありがとうございます。困ったところを突かれましたね。まず一つ申し上げると、消費者問題というのがなかなか捉えられなくなっているというのは、経済法の分野でも言われているそうで、この二面市場における独占というのをどう観念するかと。独占というのはこれまで、行動としての独占形成、競争阻害行為を捉えることは結構難しいわけですよね。カルテルに関する相談とかは陰でやっているに決まっているわけですから、時々露見するかもしれないけれども、それを直接捉えるのは難しい。

しかし、そういう競争阻害行為、妨害行為があれば価格が上昇するであろうみたいなことを、経済法の領域では大きなきっかけとして想定してきたという

ことが指摘されているのです。

ところが、先ほど申し上げたような、今、無料で提供されているITサービスのようなものは価格が観念できないのです。価格上昇も観念できない。そうすると、こういった領域における独占というのはどういう徴表で探知されるどういう概念なのかといったことが問題になってきています。

そこで例えば、価格というのは消費者厚生の一つの重要な構成要因なわけですけれども、そういうものとして想定される厚生というのは何なのということを考えなくてはいけないよねということは指摘されているわけです。これはやはり消費者問題についてもかなり機能してくるだろうと思っています。

ところで、これはどうすればいいのという非常に厳しい御質問を頂いたわけですけれども、この研究会とあまり関係のない解というのが一つあり、それは、個々人のばらばらの意思決定をより実質化していくという方向で、相手方がAIで契約条件を調整してくるのだったら、個々人がAIを活用してそれを分析するしかないというような発想です。パーソナライズドAIエージェントというような考え方でして、これは私が言い出したのではなくて、理研の研究者の方がかなりコンセプトとして打ち出したものなのですけれども、一人ひとりの人間の判断能力を再建しましようというのが一つの大きな方向性です。

もう一つなのですが、それとは別に団体の機能ということで考えると、現在は、今申し上げたように共通の損害みたいなものを考えて、共通の取引条件、共通の損害、したがって共通の救済と。訴訟を通じた救済というふうに、この研究会の対象である制度は枠組みを作っているわけですけれども、例えば、その取引条件ではなくて取引条件を生み出すアルゴリズムとか学習モデルの監査、その動作の分析で、これは例えば、学習モデルとかアルゴリズムが偏っているということは1件だけを見ても分からぬのです。多くの契約の相手方からそれぞれの契約条件を集めたところ、例えば、白人と黒人の間に正当化できない格差がありますよねみたいなことを証明しないと分からない。それは一人ひとりの人間が観測しようと思ってもできないことなので、団体が関与してやるしかないのではないかと。

アメリカでいうと、例えば、EFF（電子フロンティア財団）のような団体が、こういうIT企業が活用しているアルゴリズムとか学習モデルのバイアスについて考えましょう、分析しましょうみたいな機能を果たしているので、こういうことに取り組んでいくというのが将来の消費者団体なのか、とにかく個々人の利益を守るために活動を担う団体の役割になっていくというふうに思っております。というわけで、完全にこの研究会のスコープをはみ出しましたが、ここまでお願いいたします。

○飯田委員

ありがとうございます。よく分かりました。

○山本座長

ありがとうございました。他にいかかでしょうか。河野委員、お願いします。

○河野委員

大屋委員、プレゼンテーションありがとうございました。広い視座に立たれて現状とそれから将来に向けても分析をいただいて、私の理解力が不十分でございますけれども、現状はこういう状況にあるのか、さらに、今後、消費者とか消費者被害というふうなくくりで物事を捉えるというところから拡大していく、もうちょっと違う側面から物事を捉えなければならない時代がそこまでやってきているのだなということを理解いたしました。

それで、その前段階のところなのですけれども、大屋委員は、消費者の判断には、今の社会の現状からすると、簡単に言うともっとスキルアップが必要であり、自律的に個々の判断力を高めるのが本来は望ましいのだけれども、そこまでは行かないでの、団体の力を借りて何とか解決に向かわなければいけないというお話だったと思います。そこで、日本というのは、先ほどの大屋委員から事務局への御質問にも関係するのですけれども、まずは消費者被害に遭っているかどうかに気付いているのか。気付いたらどういうアクションを起こすのか、相談はするだろうとか、どこかに駆け込むだろうということで、例えば、消費者庁はこの間、188という、簡単に相談ができる番号を作ってくださいまして、全国の消費生活センターに直で電話がかかる、相談ができる体制というのを作ってくださっています。

そこで、私が問題だと思うのは、何とか相談してみようというところまでたどり着くけれども、そこから先の救済に向かうところが日本における、すみません、言葉がうまく見つからないのですけれども、力の無さといいましょうか、相談までは行くのだけれども、その先の解決への道のりが非常に長く複雑であると感じています。

そして、特例法を検討した際に、例として、米国で広く行われているクラスアクションという集団訴訟の検討を大分しました。あれを取り入れると、あちこちで消費者が勝手に手を挙げて裁判がどんどん起こってしまって大混乱になるのだろうという反対が結構多かったので、日本は非常に慎重な制度設計になったのですけれども、自分の契約上の相手方の瑕疵に気付く、自分が被害を受けているのだと気付く、とりあえず相談をしてみる、その先がやはり日本においてうまくいっていないのではないかというのが、消費者団体にいる私の見解

なのですけれども、大屋委員はその先をどういうふうに作っていけばいいとお考えになるか、何か御示唆を頂けないでしょうか。今後に向けてもすごく後押しをしてくださる御意見を聞けるのではないかと思っているのですけれども、お願ひします。

○山本座長

では、大屋委員、お願ひいたします。

○大屋委員

ありがとうございます。現状の制度の中でどこに障壁があつて、それを乗り越えるためにどうするかという話は、まさにまず現場の、それこそ河野委員のような方々からお話を伺わないといけないと思うし、それをどう改善するかというのは、消費者法の専門の先生方にお聞きした方が多分良いのです。それがここで検討されるべき課題なのだと思っていますぐらいしか、私には確たる見解がないのです。

その一方で、今ちょっとおっしゃっていましたが、私が言えることがあるとすると、入口のところと、それから、法的な制度に行く前に共通性を探るとか、問題は何かを認識するというところのプロセスについては多分何かを言うことができて、そこで何か言つことがあるかというと、2つぐらい申し上げたいと思います。

一つは、これは実はどちらも共通の話で、正直に言つと、先ほど言ったAIを活用してみたいなことを抜きにしてみると、一人ひとりの人間がきちんと考えて対応しようみたいな解決策は駄目だと思います。対抗のしようがないです。それこそ、今、アテンション・エコノミーという話をしましたけれども、個々の個人、ユーザーの注目をどのように操作してどういうふうに我々の、例えば、システムの利活用をコントロールするかというのは、世界を代表する巨大企業が超一流の数学者とか情報科学者とか技術者を集めてすごいプロットを練ってきているわけです。それを一人ひとりの人間が見抜いて対抗せよというのは無茶ではないかなと思います。何かできるとしたら、先ほど言ったAI技術をこちらも利用するということであり、それと同じことが政府にも団体にも言えるだろうと。つまり向こうが様々なアルゴリズムやAIを使って何か仕掛けてくるのだったら、こちらも同じシステムで対抗するしかないですよということは雑駁には言えると思います。

その1つ目が、入口の話でして、私は行政事業レビューにも関わっているのですけれども、最近、結構問題になっているのは、電話というのは入口で人を選んでしまうのです。特に若い世代にとってはものすごく抵抗感が強い手段で

して、例えばチャットボットであるとか、SNSとか、そういった非対人的な情報のやり取りの窓口というのを開けることによって、かなりコミュニケーションが活発化します。それはもちろん、チャットボットなんかはそれ自体がAI技術を使っているわけですから、それを我々も使おうという提案になっているかと思います。

もう一つは、例えば、様々な相談からの共通性の分析みたいなもの。これももちろんこれまで人間に頼って、それこそ消費者団体の方々の経験に頼ってみたり、あるいは弁護士さんの専門的な能力に頼ってきたところがあるだろうと思うのですけれども、こういう事例分析と共通性のあぶり出しみたいなものについても、例えば、AI技術を活用していく、テキストマイニングという手法を使って調べていくみたいなことはある程度可能だろうと思います。ごめんなさい、繰り返し言いますけれども、こういう点が、私のような非専門家からの視点としては提供できるかなと思っております。

○河野委員

ありがとうございました。

○山本座長

ありがとうございました。それでは、垣内委員、お願いいいたします。

○垣内委員

大変勉強になる示唆に富むお話をどうもありがとうございました。既に御質問が出ている点にも関係するかと思うのですけれども、最後の辺りの団体等の機能と申しますか、その辺りについてのお話です。

消費者の問題ということで申しますと、前半でお話があったような、非常に洗練された形で消費者の意思決定が様々なところで操作されていくということで、そもそも被害というものが生じているのかどうかというのがよく分からぬいような世界にだんだんなっていくということが大きな流れとしてあるのかなと思います。それはそれとして対応が非常に難しいけれども、一定の対応が必要であろうということになるのだと思うのです。

他方で、ある意味古典的な消費者被害と申しますか、どんなに消費者教育をしても非常に悪質な業者にやはりだまされてしまう人がいてみたいな話もあって、その救済という問題は今後も引き続きある問題なのかなとも考えております。

いずれにしても、個人それぞれだけではなかなか必要な行動を起こすことができないということが一般的で、団体がサポートするという、何らかの役割を

果たすことが期待されると。それは今後も恐らくそうなのだろうと思うのですけれども、そうしたときに団体の活動がやはりコストがかかるということがあるかと思いまして、そのコストを社会の中でどういう形で誰が負担していくのがいいのかという問題というのが重要な問題としてあるのかなと考えているのですけれども、その点に関して、消費者団体の社会的 possibility 等をお話しいただいたわけですけれども、コストの分担の在り方というか、誰が財源を提供するのがいい、どういう形でやるのがいいのかという辺りについて、何かもしお考えのところがあればお教えいただけするとありがたいと思いました。以上です。

○山本座長

では、大屋委員、お願ひいたします。

○大屋委員

ありがとうございます。

申し上げましたが、法哲学者は大体2500年ぐらいのタイムラインで物事を考えておりますので、最後のスライドで言ったようなことは半世紀とか1世紀とかをかけて起こるのではないかというぐらいのことでお考えいただければよくて、その手前の段階で今回、この研究会で想定されているような課題というのが当然重要であると思っております。

御質問いただいた費用分担の話について大きく分けて言うと、やはり二つの方向性があつて、一つは公的な機能を果たしているのだから公的にファイナンスしましょうと。例えば、だから国からの財源投入、補助金みたいなもので担保しましょうというのは一つの方向性でしょうし、もう一つは、消費者厚生の改善をやっているのだから、消費者の改善された厚生から分け前をもらえばいいではないですかということだろうと思います。だから市場モデルと言えばよろしいでしょうか。アメリカのクラスアクションなんかはこのような発想に基づいており、あるいは傾向が強いと思っていまして、要するに問題点を発見してクラスアクションを組織して、勝つとそこから分け前を取ってくると。それでそのファイナンスをするという考え方なのだろうと思います。

この市場モデルというのももちろん長所と短所があるだろうと思っておりまして、長所は、きちんと機能すれば機能するようになることであると思います。特に国からの財源を通じた干渉とか影響を考慮せずに独立的に機能することができるというふうに想定されるのは長所でしょうけれども、短所としてはやはり濫訴とかが懸念されることがありますし、それに加えて、市場というのは種がないと動かないのですよね。つまり一定のプロセスとしてサービスがあって利用する人がいて、そこから厚生が生まれるのでサービスが維持される

というサイクルがないと市場というのが成長しない。現在の消費者裁判手続特例法の状況なんかは、まずどちらのモデルに割り切っているわけでもないと思いますけれども、そもそもこの種のサイクルが動いていないところにあるのではないかなど。

そうすると、最終的には市場のモデルで回したいと。直接的に訴訟から分け前をもらうというだけではなくて、そういうことで機能を果たしているから僕たちが活動を支えようという人々の拠出で賄われる、寄附で賄われるみたいなのを含めて市場モデルと言っていいと思うのですけれども、それで動くと期待するとしても、要するに種火を作るところは公的にファイナンスしましょう。お金を入れたら自律的サイクルが回り始めて自立していくはずなのだという考え方もあるだろうと思っています。

私自身としては、長期的に国が財源を直接導入して支えるというのはサステナビリティーがあまりないし、独立性を損ない、独立性に由来する信頼性を損なうという問題もあるうかと思いますから、独立のファイナンスができる方向に行くのが正しいのではないかなぐらいのことを思いますけれども、種火がないところはやはり公的なものを組み合わせないといけないのかなということを感じます。以上です。

○垣内委員

どうもありがとうございます。

○山本座長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、また最後のほうに時間があればさらにということがあるかもしれません、取りあえずは、大屋委員の御報告及びそれに基づく質疑はこの程度にさせていただければと思います。

続きまして、今行われた最後のやり取りにもかなり関係するのではないかと思いますが、消費者団体訴訟制度の運用を民間のお立場から支える存在として、消費者スマイル基金という法人が活動されているということありますけれども、その事務局長をされている河野委員から、この活動についてのプレゼンテーションをお願いしたいと思います。おおむね10分程度とお伺いしておりますけれども、御説明をお願いいたします。

【6. 河野委員のプレゼンテーション(「認定NPO法人消費者スマイル基金について」)】

○河野委員

今、御紹介いただきました消費者スマイル基金の河野でございます。本日はお時間をいただきまして、消費者スマイル基金についての御説明を申し上げます。本日は、スマイル基金の設立の経緯と目的、組織概要、事業内容と成果、基金の取組と課題についてお伝えした後、今回の検討主題でございます消費者裁判特例法の被害回復に関する意見を申し上げたいと思っております。

まず、消費者スマイル基金設立の経緯でございます。皆様も御存じのとおり、2000年の消費者契約法公布以降、消費者庁、消費者委員会の設置を始め、様々な法律や制度の整備が進んでまいりました。消費者は長く、情報の質・量、交渉力の差から、常に弱者として法律や制度の補完を受ける立場でございましたが、教育や学習によって、消費者市民社会の一員として、能動的な役割を求められているところでございます。

2016年に「消費者裁判手続特例法」が施行され、少額多数の消費者被害救済への道が開かれたことを契機といたしまして、私たち消費者自らも制度を支援する主体として何らかのアクションを起こそうという機運が高まりました。くしくも、全国消費者団体連絡会、これは全国にある消費者団体の連携組織でございますけれども、創設60周年となる年でございまして、消費者スマイル基金がそこで誕生いたしました。

次に、設立の目的でございます。この図でお示ししているように、市場のメインプレーヤーである企業の真摯な取組が、市場の健全化と持続的な成長につながるという信念の下で、消費者や企業からの会費や寄附を、全国の適格・特定適格消費者団体の支援につなげるということで、安全で安心して契約を結べる健全なマーケットの構築を目指す、これが私たち組織の目的でございます。

次に、組織概要でございます。基金の全体スキームはこのスライドでお示しするとおりです。スマイル基金の趣旨に御賛同いただいた支援者の皆様からお預かりした寄附金を原資といたしまして、消費者団体への助成事業を行っております。これが、現在の役員体制です。兼任の私も含めて、事務局は3名で運営しております。2020年8月末の会員数と収支の状況でございます。当基金の事業年度は、9月開始8月締めですが、2019年度は年度後半が新型コロナ感染症の拡大によって寄附金額が大きく減少しております。引き続き今年度も同様な状況にございます。

次に、事業内容について御説明いたします。ここにお示しする1から4の活動を担う団体、つまり主に適格・特定適格消費者団体に対して、年2回の助成を行っております。具体的な事業内容はこのスライドにまとめてございますが、2017年から現在まで、都合7回の助成を行ってまいりました。延べ37団体へ995万円の支援を行いました。内訳を御覧いただきますと、半数以上が差止請求関

係業務への支援となっておりまして、特例法にのっとった被害回復への支援は3件にとどまっております。最近では、差止請求訴訟が一審で終わらず控訴審に移る事例も生じております。控訴審への支援ですとか、適格消費者団体を目指す団体の皆様への支援を開始したり、また、助成申請の際の事務手続の軽減を行うなど、これまでの実績から幾つかの改善を進めてまいりました。

次をお願いします。非常に細かい内容で申し訳ございません。ここから3枚のスライドには、この間の助成事業をまとめてございます。助成は、理事会に毎回諮って決定いたしますが、手元にある寄附金額に応じて、助成の規模や内容に多少の差異が生じてございます。スライド11番の一番上に記載しておりますけれども、第4回の助成事業において初めて特例法による被害回復関係業務への支援を開始しました。そのすぐ下に2例記載しておりますけれども、同時期に被害回復関係業務を進める中で、実際、裁判にならず、裁判外での和解ということで消費者の被害回復が図られた事例がございまして、これに対しても支援を行いました。

スライド13に、助成事業の原資となる寄附金集めにおいて、私たちスマイル基金が行ってきた取組をまとめました。知名度ゼロの段階から出発しましたので、まずは名前だけでも知っていただこうということで、基金の目的や事業の周知から始めました。そして、寄附金集めのノウハウを学ぶために、プロボノの皆様からの御助言を得たり、基金自体の信頼度向上のために外部認証を得たりしまして、組織の説明責任を果たすために、ホームページ上に事業内容を公開するとともに、事業報告会の開催ですか、会員の皆様へのニュースや事業報告書の配付等を行ってまいりました。また、寄附者への恩恵として、まずはここからだろうということで、税制優遇措置が受けられる認定法人格を取得したり、それから、利便性向上のために、クレジットカードによるオンライン決済を導入したりしてまいりました。また、消費者庁や国民生活センターから都度発信されています消費者トラブル回避のための各種情報の提供、それから、もうすぐ法律が施行されますけれども、成年年齢引下げに伴う情報提供の冊子の配付等を行っております。また、様々な経路を通じて寄附金を集めようと、遺贈ですか寄附金付き商品販売ですかインターネット募金サイト等へのアプローチも進めてまいりました。また、基金の存在意義、そもそも社会における私たちの存在意義を理解していただくということで、SDGsによる整理も行ってまいりました。

スライド14は、外部からの助言を受けた企業へのアプローチ手法でございます。プロボノの皆さんからは、公正なマーケットの構築ということを最終目的とするにしても、各業種、業界ごとにビジネスのやり方が違うので、適格消費者団体等の活動の成果を示すことによって、業界の健全化、それから、競争環

境整備に資する取組であることをデータ的に説明できるような資料作成を勧められているのですけれども、事務局が3名ということで、私どもの力足らずでまだその整理ができていない状況でございます。

スライド15は先ほど申し上げたホームページでの情報提供の例でございます

スライド16は、スマイル基金が活用しているツールの一例でございます。

スライド17は、スマイル基金のパーパスをSDGsとひも付けて整理したものでございます。

次に、スマイル基金の課題についてお話し申し上げます。直近の問題といたしましては、コロナ禍による企業訪問や説明活動など、寄附金集めができないことによる寄附金の減少が一番悩ましいところでございます。また、支援者をどう増やしていくのか。さらに、消費者団体訴訟制度や、そこで活動する消費者団体への認知、それから、スマイル基金の活動への理解をどう広げていくのか。また、活動成果を社会に上手にお知らせすることで、消費者被害を少しでも減らすことにどうつなげていくのかなど、課題はたくさんございます。理事会においてもこうした課題についての話し合いを行っておりますが、これという決め手はまだ見付かっておりません。

最後に、今回の検討課題である特例法に関して、スマイル基金の助成活動を通じて気付いたことをお伝えしたいと思います。まず、被害回復訴訟は直接の被害回復の効果があることはもちろんですけれども、それが報道されることによって、社会への啓発と抑止力としての効果はとても大きいと思っております。制度ができてよかったですという理解でございます。

一方、検討を求める点もございまして、ここに書かせていただきました。

1. 制度施行後、被害回復訴訟は4件にとどまっていること、制度を担う特定適格消費者団体が3団体にとどまっていることへの対策。

2. 救済の対象は適切か。

3. 事案によって、簡易確定手続申立てを不要とするなど運用の効率化は図れないか。

4. 相手方事業者の資力が集団的被害回復をするに足りないため、訴訟提起を見送る例があると伺っておりますが、この点への効果的な対策の検討。

5. 個々の消費者への返金が困難な場合は、消費者スマイル基金等公益的団体への寄附を促す仕組みは考えられないか。

6. 対象消費者への通知は手間と時間がかかる作業となることから、デジタル技術の導入による軽減化は図れないのか。例えば、勝手に命名しましたけれども、「この指止まれプラットフォーム」のようなもの、訴訟に加わろうとする被害者がオンライン上でワンストップで手続が可能となるような仕組みの導入の検討などがあつてもいいのではないかということを考えております。この

ような観点に対して、本検討会での有効な議論が行われることを期待しております。

以上で、消費者スマイル基金について、私からの説明は終わります。どうもありがとうございました。

○山本座長

河野委員、ありがとうございました。それでは、ただいまの河野委員からのプレゼンテーションを踏まえまして、質疑応答、意見交換を行いたいと思います。御発言いただける委員については、举手機能でお知らせいただければと思います。

大屋委員、お願いいいたします。

○大屋委員

御紹介いただきましてありがとうございました。特に最後のほうの、正直に申し上げてすごい改善をしておられるというか、やはり打つべき手を打っておられるという上での問題意識なのだと拝察いたします。

その上で、なのですが、質問というよりはちょっと伺ったことを聞いて思ったことの発言になってしまふのですけれども、やはり被害が確定された後も救済対象者につなげていくことが難しいという問題が最後のほうに出てきたかと思います。ではうちがもらってもいいのではないかという話も最後に出てきまして、それはちょっと利害相反があるよなと思って聞いておったのですけれども、一つ考えましたのは、そこで最後の「この指止まれプラットフォーム」という言葉も御紹介いただきました。これがもう少し、例えば、どういうことがあるかというのを考えておられるのかを御説明いただいてもいいのかなと思うのですけれども、一つは、これは日弁連さんの意見書で書かれている行政の情報の利用と。行政が有する情報を特定適格消費者団体に提供することを考えるべきだということともつながってくると思いますし、私が思いましたのは、プラットフォーマー規制との結合が考えられるでしょうと。

つまり、ついこの間、あるネット商店となっている大手事業者から、おまえが買ったこの商品についてリコールが出ているという連絡をもらったのです。2年前ぐらいに買ったカップラーメンだったので、もう跡形もないのですけれども、要するに決済をしたときにどのようなサービスを誰が利用したのか、いつ使ったかということを把握しているケースがありますと。もちろん全てではないのですが、こういったプラットフォームが関与している取引に限られる話ではありますが、こういったプラットフォーム事業者から情報提供制度を拡大することによって、被害者の探知というものが進みやすくなる側面は考えら

れるかと思いましたということです。よろしくお願ひします。

○山本座長

ありがとうございました。河野委員、何かコメントはございますか。

○河野委員

大屋委員、ありがとうございました。先生から御示唆いただきましたように、この特例法全体の制度の中でも、被害者の情報というのは、そもそも被害者個人から手を挙げてもらう以前に、そこで契約を結んだ事業者のほうにあるべきだという前提になっていて、この二段階の裁判の途中では、こうした情報を、第一段階の訴訟が確定した後ですけれども、事業者から積極的に出していただこうというスキームになってはいるのですけれども、なかなか事業者のほうからも積極的に情報を提供していただけないような状況があると聞いております。先生の御示唆のように、Eコマースを通じて契約が結ばれた場合は、もし何か問題が起こった場合は、それを契約した消費者、当事者のほうにちゃんとファイードバックすると言いましょうか、注意喚起をしてくださるような機能が一つ付け加えられると、消費者も非常に安心な購買環境に置かれると思いますし、今、デジタルプラットフォーマーの方には様々な振る舞い方の、規制までは行きませんけれども、しっかりやれよというような状況になっていますので、そういうところに対するコミットメントというのも重要なと感じております。

ただ、それは私の消費者としての希望でございまして、具体的にはこういった裁判の現場にいらっしゃる特定適格消費者団体の皆様の現場からのお声というのを伺うことが実態を確認する最短の道かと思っております。先生、どうもありがとうございました。

○山本座長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。飯田委員、お願ひいたします。

○飯田委員

活動内容と課題の御指摘、どうもありがとうございました。私からは短い質問が2点だけございます。もし差し支えなければいいのですけれども、助成事業の助成の採択率というか、あるいは申請された金額の何割ぐらいを助成できているのかということについて、年度によって違うのかなという気もしますが、差し支えない範囲で構いませんので教えていただければと思います。それ

が1点目です。

それから、企業へのアプローチの仕方ですかね、スライドの14枚目です。これに新アプローチと書かれていますけれども、これは現時点でこういうアプローチを取られていくということなのでしょうか、それとも、これからこういうふうにしていくということなのか、これはどういう感じでしょうか。

○河野委員

飯田委員、ご質問ありがとうございました。

2つ目の質問からお答えいたします。企業アプローチの手法というのは、最初、私たちは自分たちから見たマーケットの観点しかなく、消費者は消費者トラブルによって被害を受けている側であり、こういった制度ができる活動している消費者団体は非常に大変なので是非助けてくださいというお涙頂戴方式で一方的にお話を進めさせていただいていて、相手方、特に企業の方に御理解いただくことが困難な状況でございました。それで、プロボノの方の御支援をいただきまして、ビジネスの現場ではしっかりとデータを取って、下段のような、ここでは新アプローチというふうに示させていただいておりますけれども、こういう形できちんと合理的、論理的にお話をするのが重要だということをアドバイスいただきましたので、現在は下段のような形で話を進めさせていただいているところでございます。

そして、1点目の御質問ですけれども、まずは採択率と、それから、助成金額の問題なのですけれども、スライド7の、会員数と寄附金額の資料を御覧になっていただければ分かると思いますけれども、当基金は志は非常に高く持っておりますが、やはり会員数、それから、全体の寄附金額の規模からしても、しっかりと支援しているよと胸を張って言えるほどの金額を集められているわけではございません。ですから、案件1件に関しまして、その時点での手持ちの寄附金を基本的には全部助成に回すということで、大体案分いたしまして、多くても50万円、少ない場合ですと10万円で、それは適格消費者団体・特定適格消費者団体やそれを目指す団体が行っている活動の内容に応じて、理事会で要領を決めさせていただいておりまして、無い袖は振れないという状況で最大限の支援をさせていただいております。

また、採択案件に関しましては、まずは手持ちの寄附金額に応じて、御応募いただいた団体の皆様の応募の内容を精査はいたしますけれども、ほとんどが皆様要領に合致した申請を出されておりますので、応募されてきた方の皆様の状況にお応えするという形で、現在は進行しているような状況です。もう少し規模が拡大しますと、採択の際の条件等も改善できるかと思っております。

以上でございます。

○飯田委員

詳細な御説明をどうもありがとうございました。

○山本座長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

【7. 全体を通じた意見交換】

○山本座長

それでは引き続き、河野委員の御発表への御質問、御意見等でも結構ですけれども、全体を通じた意見交換ということで、これまでのそれぞれの御発表に対して補充的な質疑等でも結構ですし、あるいはもっと大きく当検討会における今後の検討についての御意見、進め方でも中身でも結構ですので、残りの時間で全体的な議論、意見交換を行いたいと思います。これも御発言のある委員は挙手機能でお知らせをいただければと思います。

大高委員、お願ひいたします。

○大高委員

ありがとうございます。事務局への質問というか意見になるかと思います。今後の進め方に関わるところでもう少しお話をさせていただければと思います。先ほどの大屋委員のプレゼンテーション、また、河野委員からのプレゼンテーションで、団体の認知度を上げることの重要性というのが出てきたかと思います。その関係で、今回の検討会の主な検討事項に「（3）消費者団体訴訟制度（被害回復）の効果・認知度の検証」という項目がございますけれども、これについては具体的に今後、どういった方法で検証等を行うか、事務局でどのようなアイデアをお持ちなのかについて、今の段階で共有できるものがあれば教えていただければありがたいというのが一つでございます。

もう一つが、今回の議論の対象となる方策なのですけれども、今、河野委員からありましたように、団体の資金的な支援といいますか、そういうしたものも当然持続的な活動の維持というところからすると重要なかと思いますけれども、方策というのはこういった特例法そのものに直接関わるようなものだけではなく、間接的なもの、例えば、団体の支援というのも含めて広く議論をしていくというふうに理解してよろしいのかどうかというところの2点についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○山本座長

ありがとうございました。それでは、事務局からお答えをお願いいたします。

○伊吹専門官

事務局でございます。御質問ありがとうございます。

まず1点目で、団体の役割や認知度の検証をどう進めていくのかという点でございました。こちらのほうは、今、事務局の消費者庁で、消費者の方々へのアンケートなどの調査を進めています。その過程で、実は飯田委員にも御協力をいただいております。こちらはまた次回以降のどこかで、どういう形になるかは今後調整させていただきますが、お示ししながら御検討いただけるように準備を進めてまいりたいと考えております。

2点目は、この検討会の対象ということでございました。御指摘のように、必ずしも法制度の個別の事項だけではなく、団体の役割、それをどう社会的に支えていくかというところも含めて御検討いただければと考えております。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。大高委員、よろしいですか。

○大高委員

ありがとうございます。承知いたしました。

○山本座長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。大高委員、お願いします。

○大高委員

すみません、他に御質問がなければということで、重ねて恐縮ですが、先ほどの河野委員の御報告で1点お聞きしておけばよかったですかなと思ったことがございましたので、よろしいでしょうか。

○山本座長

どうぞ。

○大高委員

助成金の金額が多いか少ないかは別にして、助成をしたお金が具体的に各団体でどのように使われているかについては、どのような分析をされていらっしゃいますでしょうか。差し支えのない範囲で教えていただければと思います。

○河野委員

ありがとうございます。実はその点につきましては、どのように使われるかというのは、例えば、30万円を助成させていただいた団体の皆様から、この30万円の使途について細かく明細を頂いているわけではございません。この30万円がその団体の、例えば、差止請求訴訟業務に関わるところで、人件費、固定費、その他業務推進のために使われているということを各団体の決算報告等において、確認させていただいているという状況でございます。この30万円の使途に対して厳密に領収書という形で確認できていないという状況にございますけれども、適格消費者団体のほうで年間での会計報告を出されている中のどこに充当しているのかということを確認させていただいた上で、事務軽減という意味もあり、総理大臣から認定されている団体だという一定程度の信用もあり、ざっくりとした受け止めにしております。会計に関しましてはそのような取扱いをさせていただいておりますけれども、私たちが重要視しているのはそういう活動から生まれる効果ということでして、やはりその30万円がどのようなアウトプット、それから、アウトカムにつながっているのか、それが消費者にとって、健全な市場にとってどういう意味があるのかということをしっかりと把握して、それを助成事業の最大のリターンとして公表することを心掛けている次第です。

会計に関しましては、今申し上げたような状況です。

○大高委員

ありがとうございました。

○山本座長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。木村委員、お願いいいたします。

○木村委員

先ほどの河野委員の資料の最後のページです。幾つか検討を求めるといふ事項がある中の3番ですが、事案によっては、簡易確定手続申立てを不要とするなど運用の効率化は図れないかというところがございますが、こちらはどういうイメージでいらっしゃるかもう少し詳しく教えていただければと思います。

○山本座長

河野委員、お願いできますでしょうか。

○河野委員

御質問ありがとうございました。具体的には、私がこの裁判手続の当事者団体に所属しているわけではございませんので、特定適格消費者団体がこういった裁判をされる過程で、その制度を的確に運用しているのを拝見していますと、裁判というのは時間がかかるのは仕方がないとしても、もう少し手続上軽減できること、効率化できることがあれば、と思っております。もともと人的な資源も少ない中で、多くの消費者の代理としてこういった訴訟を担ってくださっているので、多少なりとも今回の制度検討で何とかならないのかと思っている次第でございます。

具体的には、私よりも大高委員が実際に御存じだと思いますし、先ほど大高委員がお示しくださった日弁連の意見書にその旨記載があったような気がしておりますので、大高委員にもしできましたらちょっと助けていただきたいなと思っています。いかがでしょうか。

○山本座長

大高委員、今の点の簡易確定手続の申立てを不要とするなど運用の効率化というところですけれども、何かございますか。お願いします。

○大高委員

御指名をいただきましたので、僭越ながら少し補足をさせていただきたいと思います。

今、河野委員から御指摘がありましたように、今、木村委員から御指摘のあった、事案によっては簡易確定手続申立てを不要とするなどの運用の効率化を図れないかという趣旨につきましては、日弁連の昨年の意見書、本日、参考資料2として配付していただいているものの意見の趣旨の1の(3)の②で同趣旨のことを記載しております。

具体的にどういう問題意識かと申しますと、今の特例法の立て付けですと、第一段階の共通義務確認の訴えで勝訴判決を得た場合は、ほぼ全ての案件で、よほどの例外がない限りは基本的には第二段階、いわゆる簡易確定手続に移行しなければいけない、団体は申立てをしなければいけないということになっておるわけです。しかし、この簡易確定手続においては、まず冒頭に、特定適格消費者団体が対象となる消費者の方々に団体の費用でもって通知・公告をしなければいけないとされています。

取り分け、通知に関しては、知れたる対象消費者については当然、個別に通知をすることになりますので、相当な費用負担がある。また、その後の簡易確定手続を対象消費者から授権を受けて進めていくに当たっても、

事務経費だけでなく人件費等の負担も相当あるという手続になっております。ここで相手方事業者からきちんと回収、支払いを受けまして、その中から一定の報酬を頂けるという状況になれば、団体としても要した費用については一定の償還を受けることができるという立て付けになっておるのですが、例えば、第一段階は勝訴したけれども、実は相手方の事業者には一切お金がないようであるということがその段階で分かったということになると、団体としては、法律の義務としてはいろいろな通知・公告とかをやらないといけないのだけれども、これは結局持ち出しになるよねというケースというのが具体的にあり得るということになるわけです。

そうすると、団体としては第一段階の共通義務確認の訴えを起こす段階で、最初から、きちんとこの件は最後まで行って費用の償還も含めて大丈夫だろうかというところまでを頭に置きながら事案の選定をしなければいけないということになるわけでありまして、この辺りは次回以降、できれば、特定適格消費者団体の方にヒアリングをして事情を伺えればと思っておるのですが、そういうところが非常に事案選定にある程度大きな障害になっているという問題意識から、こういう御提案をさせていただいているという次第でございます。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございます。木村委員、よろしいでしょうか。

○木村委員

大変よく分かりました。ありがとうございます。

○山本座長

ありがとうございました。それでは、他にございますでしょうか。発言を御遠慮されているかもしれません、沖野委員、これまでのあれで御質問でも御意見でもコメントでも何でも結構ですが、もし何か御発言があれば。

○沖野座長代理

ありがとうございます。御報告を非常に興味深く聞いておりました。

もし可能であれば教えていただければと思った点といたしましては、お二人とも御報告の中で、このような制度ですとかあるいは消費者団体の役割が事業者にとっても非常に意義のあることだということを御指摘になったと思います。大屋委員ですとスライドの16ページ、河野委員ですとちょうどプレゼンテーションのところで言われた14ページの下段がそうかと思います。

そして、この分析自体は非常に共感するところなのですけれども、この認識が本当に広く行き渡っているのかというのも以前から少し気になっているところで、必ずしも共通理解になっていないようなところもあるようと思われます。この制度の意義、つまりベネフィットを受けるのは消費者だけではないのだというところの理解を深めるために何か考えるところがあるのか、それとも、そもそも、共通理解に必ずしもなっていないではないかという私の感覚がおかしいかもしだれず、全く感想めいたことですけれども、もし何かその点について更に補足することがあれば教えていただければと思います。

時間がないところで恐縮ですが、もう一つは、これは制度の在り方との関係で、あるいは現実的ではないのかもしれません、消費者団体やあるいはそれに基金として提供していかれるバックアップの団体というものを増やしていく方向が望ましいのではないかと考えているところなのですけれども、しかしながら、例えば、認知度といったことを考えると、むしろ全国で1つで、ここにきえ行けば、ここはみんな名前を知っているという在り方も考えられるところで、適正な団体の在り方として、全国的にといいますか、そういうことがあるのかどうかというのも少し気になっております。もっともアクセスという観点からは、それぞれの地域であったほうがいいとも思われるのですけれども、河野委員の基金面では、あるいはむしろ1つであるということのほうが大事なのかもしれませんし、消費者団体として制度を担っていくという点ではやはり複数あったほうがいいようにも思えます。この点につきまして、もし何か御教示いただくことがあれば教えていただければと思います。

○山本座長

多分、お二人への御質問だと思いますので、まず、大屋委員からお答えいただることがあればお願いできますか。

○大屋委員

ありがとうございます。

事業者側の認識についてはもちろん濃淡はあるだろうと思いますし、この制度自体についてどうこうというのは難しいところはあるかと思いますけれども、実は結構、新興産業分野で、つまり事業者御自身が、自分たちが提供しているものには自信があるのだけれども、いま一つ市民に信頼されていないのだよねみたいな意識をお持ちのところからは、やはり公的な認証制度であるとか、自分たちが監視される制度を作ることで信頼が確保できるという意識を共有して物を言われることがあります。要するに外部監査制度であるとか公的認証制度とかというものを、自分たちがむしろ音頭を取って作らないとビジネスは回ら

ないという認識を強くお持ちの業界は結構あると思います。

逆に言うと、伝統的に存在して、信頼を得てしまっているような人たちが、加えて要ると思うかどうかというところには、確かに課題があるかもしれません。そういう意味で、やはり信頼の重要性というものをどれだけアピールしていくかということにかかっているかと思います。

後者については様々な見解があるだろうという程度のことしか私には申し上げられないのですけれども、ただ、事業者さんを、私の報告で申し上げたところでワイン・ワインの関係の相手方として信頼できる要因の一つは市場競争なのですよね。つまり複数あってお互いにコンペートしているからあまりひどいものは残っていないはずだというふうに我々は信用できますと。同じように、もちろん市場ではないのですけれども、消費者団体の方々もいろいろな人たちがいて、ある程度の競争が行われていることが、その消費者団体を信頼、消費者団体制度を信頼する根拠にはなるだろうと思います。その上でいうと、健全な競争のための的確な市場規模とは何ですかという問題に、多分置き換えることができ、1つになると競争がなくなってしまうし、100できたら訳が分からなくなるしという辺りのバランスを求められるのかなというふうに思います。

加えると、私自身がちょっと気になっているのは、現在のところ、わりと消費者団体の皆さんのが地域で分節化されていることがあると。これはやはり相談窓口とか相談しやすいようにアクセスを考えるとそうなのかもしれないと思うのですけれども、例えば、私なんかが考えている情報産業のクレームとか相談とか問題事例は、地域で分節化して起きてませんので、ある意味でそういう産業別の分節とか、分野別分節みたいなものも考えられるのかなと思ったところでございます。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。河野委員からお答えいただくことはありますか。

○河野委員

まず1点目ですが、1点目は知られていないのではないかと思っております。先ほどのスライドの4ページ目でお示しした、私たちの活動は今回の特例法の仕組みも含めて、社会の役に立つんだ、マーケット全体の健全化の役に立つんだというアピールをしてはいるのですけれども、例えば、消費者庁で推進していらっしゃる消費者志向自主宣言をされている企業の方でも、そうだねと言つてくださるところもあれば、門前払いでのやっているのという状況のところもございますので、この辺りは課題かなと思っています。

一方、逆のバージョンもありまして、業務改善のための措置命令を消費者庁

から受けた事業者さんが率先して賛助会員に名乗りを挙げるというふうな逆選択の事例も実はございまして、今後整理していかなければと思っております。

それから、2点目なのですけれども、私たちは前面に立って消費者トラブルの解決、被害救済・回復をしているわけではなく、微力ながら財政的な支援と、それから、制度や団体の活動を社会に周知する役割というのを何とか担っていきたいと思っております。特定適格消費者団体や適格消費者団体の活動が今よりも社会にしっかりと認知されれば、私たちスマイル基金の活動がなくなつたとしても、しっかりと自立した形で制度の運用がされ、団体の活動も持続していくと思っておりますので、今後の取組次第ではありますが、スマイル基金の究極の目標は私たちが存在しなくてもこの制度が回っていくところでございます。以上です。

【8. 閉会】

○山本座長

ありがとうございました。

そろそろ予定されていた時間になっておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日のところはこの程度で議論を終えたいと思います。

本日は第1回でしたので、できるだけ大きな視点から、この制度の存在意義、問題点というのを見据えようということでプレゼンテーション等を行っていたいただきました。我々の想定どおりといいますか、大屋委員からは非常に大きな観点から団体の役割、取り分け消費者団体の社会的な可能性ということを御示唆いただきましたし、また、河野委員からはファイナンスの面、様々な御苦労のお話をいただきました。今後の当検討会の議論の基礎を作っていただけたものと思っております。その他委員の皆様から様々な御意見を頂戴できましたので、事務局で適宜整理の上、次回以降、具体的な検討を進められればと思います。

また、特例法の施行状況については、本日、事務局から概要的な説明がありました。具体的な事件についても概要の御説明がありましたが、今後検討を深める上では、より具体的に現場の運用について把握する必要があるものと思われます。大高委員からは具体的に特定適格消費者団体へのヒアリングというお話がありましたし、木村委員からも立法事実についての言及があったものと思います。特定適格消費者団体においては、提訴された事件はもちろんですけれども、検討された上で申入れに至らなかつた事案などもあると思われまして、その辺りも制度の課題というか立法事実を把握する上では非常に重要なことだと思います。

そこで、今後の進め方の一つですが、次回以降どこかで特定適格消費

者団体の方々へのヒアリングを実施できればと思っております。その際、先ほどの申入れに至らなかった事案等、公開の場ではなかなか御説明をいただきづらいような内容もあろうかと思いますので、必要に応じて非公開で行うなど、調整ができればと考えております。

いずれにしましても詳細が固まりましたら、委員の皆様に御案内をさせていただきたいと思います。それでは最後に、今後の日程について事務局から説明をお願いいたします。

○黒木消費者制度課長

本日は大変示唆に富む貴重な御意見、御議論をありがとうございました。次回の日程につきましては、4月22日木曜日の午後に開催することを予定しております。開催時間あるいは内容についての詳細は、追って御連絡をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○山本座長

本日はお忙しいところ第1回の検討会に御参集をいただき、熱心な御議論を賜りましてありがとうございました。今後ともどうかよろしくお願ひいたします。それでは、これで第1回の検討会を終了いたします。

以上